

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道旭川市神楽岡13条6丁目2番4号
氏 名 有限会社ミヤザキ
代表取締役 北野 雅己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成20年 8月12日

許可の有効年月日 平成25年 8月11日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ(詳細別記のとおり))。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 6月 26日 変更許可(特定有害産業廃棄物(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)、鉍さい、ばいじん、燃え殻(以上3種類は、セレン又はその化合物を含むもの)の追加。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、セレン又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの)(積替保管(鉍さい、ばいじん、燃え殻)の追加。))

平成10年 8月12日 許可の更新
平成15年 8月12日 許可の更新(積替保管の削除。)
平成20年 8月12日 許可の更新

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(2頁へ続く)

(上川支庁)

